

決定者	取扱者	
課長	係長	担当者

利用登録申請書

鹿沼市社会福祉協議会長 殿	年 月 日			
申請者 住所 団体名 代表者 電話番号	⑩			
福祉活動者（福祉団体）として登録したいので、福祉団体等登録及び施設利用の自主管理要綱第2条の規定により申請します。				
※ 太枠内のみご記入ください				
団体名				
代表者住所				
代表者氏名				
会員数	人			
活動内容				
役員等	役職名	氏名	住所	電話番号
その他	申請内容に変更が生じた場合は速やかに申し出ること			

※ 登録する際には必ず裏面「自主管理利用の際の留意事項」をお読みください。

自主管理利用の際の留意事項

次の事項を理解したうえ利用ください。

- 1 鹿沼市総合福祉センター管理規程及び福祉団体等の登録及び施設利用の自主管理要綱の定めに従うこと。
- 2 火気及び戸締りを確認すること。
- 3 利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、延長又は短縮することができる。
- 4 福祉センターにおいては、次の各号に掲げる行為はしてはならない。
 - (1) 募金、署名の収集その他これらに類する行為
 - (2) ビラ等を配布すること。
 - (3) ポスター、看板、旗、幕その他これらに類する物を掲示し、又は掲揚すること。
 - (4) 福祉目的以外の目的をもって集会を開催し、又は集団で福祉センターに出入りすること
 - (5) 福祉センターの一部を占有すること。
 - (6) 爆発物その他の危険物を搬入すること。
 - (7) ストーブ、電熱器、たき火等の火気を扱うこと。
 - (8) 示威又はけん騒にわたる行為
 - (9) 福祉センターを破損し、若しくは汚損し、又は福祉センターの美観を害すること。
 - (10) 通行の妨害になる行為
 - (11) 危険な場所又は指定された場所以外の場所において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
 - (12) 職員に面会を強要すること。
 - (13) 用なく自動車等を乗り入れること。
 - (14) 指定された場所以外に駐車すること。
 - (15) その他福祉センターの管理上会長が不相当と認める行為
- 5 福祉センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 秩序を維持し、施設等を損傷しないこと。
 - (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品・動物等を携行しないこと。
 - (3) 許可を受けずに物品の展示・販売その他営利を目的とする行為をしないこと。
 - (4) その他管理上支障がある行為をしないこと。
 - (5) 福祉センターの利用を終了したときは直ちにその旨を職員に連絡し、その点検を受けること。
- 6 利用者は、施設等を破損し又は滅失したときは、これを原状に復し又は、会長の認定する額を賠償しなければならない。